



2025年10月

企業会計基準公開草案第92号

リースに関する会計基準（案）

企業会計基準公開草案第92号「リースに関する会計基準（案）」

企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第34号</p> <p><b>リースに関する会計基準</b></p> <p style="text-align: right;">2024年9月13日 改正 20XX年XX月XX日 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第34号</p> <p><b>リースに関する会計基準</b></p> <p style="text-align: right;">2024年9月13日 企業会計基準委員会</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本会計基準は、2025年4月23日までに公表された次の修正が反映されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業会計基準第34号『リースに関する会計基準』等の修正について」（2025年4月23日公表）</li> </ul> </div>
<p>会計基準</p> <p><b>V. 適用時期等</b></p> <p><b>1. 適用時期</b></p> <p>58. <u>2024年に公表した本会計基準（以下「2024年会計基準」という。）</u>は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から <u>2024年会計基準</u>を適用することがで</p>	<p>会計基準</p> <p><b>V. 適用時期等</b></p> <p><b>1. 適用時期</b></p> <p>58. 本会計基準は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から <u>本会計基準</u>を適用することができる。</p>

公開草案	現行
きる。	
<p>58-2. 20XX年改正の本会計基準(以下「20XX年改正会計基準」という。)の適用時期は、20XX年改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)の適用時期と同様とする。</p>	(新 設)
<p><b>2. その他</b></p> <p>59. 2024年会計基準の適用により、次の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針に従って会計処理されている取引についてはこれらの会計基準等の適用を終了する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><b>2. その他</b></p> <p>59. 本会計基準の適用により、次の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針に従って会計処理されている取引についてはこれらの会計基準等の適用を終了する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>2024年会計基準の公表</b></p> <p>BC11. BC8項から前項までの議論を踏まえた結果、前項のニーズはいずれも重視すべきものと考えられ、会計基準の開発に着手することが必要であるとして、2019年3月開催の第405回企業会計基準委員会において、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発に着手することとした。</p> <p>その後、当委員会は、リース会計基準の「開発にあたっての基本的な方針」(本会計基準BC13項参照)を定め、当該基本的な方針に基づき会計基準の開発に関する審議を行った。開発当初は、借手</p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>本会計基準の公表</b></p> <p>BC11. BC8項から前項までの議論を踏まえた結果、前項のニーズはいずれも重視すべきものと考えられ、会計基準の開発に着手することが必要であるとして、2019年3月開催の第405回企業会計基準委員会において、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発に着手することとした。</p> <p>その後、当委員会は、リース会計基準の「開発にあたっての基本的な方針」(本会計基準BC13項参照)を定め、当該基本的な方針に基づき会計基準の開発に関する審議を行った。開発当初は、借手</p>

公開草案	現行
<p>の会計処理と貸手の会計処理で齟齬が生じないよう、借手のための新しい会計基準を開発するのではなく企業会計基準第13号を改正することとしていたが、企業会計基準第13号を改正する形とする場合、削除する項番号や枝番となる項番号が多くなるため、利便性の観点から項番号を振り直し、新たな会計基準として開発することとした。</p> <p>そのうえで、2023年5月に企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針(案)」を公表して広く意見を求めた。<u>2024年</u>会計基準は、公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</p>	<p>の会計処理と貸手の会計処理で齟齬が生じないよう、借手のための新しい会計基準を開発するのではなく企業会計基準第13号を改正することとしていたが、企業会計基準第13号を改正する形とする場合、削除する項番号や枝番となる項番号が多くなるため、利便性の観点から項番号を振り直し、新たな会計基準として開発することとした。</p> <p>そのうえで、2023年5月に企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針(案)」を公表して広く意見を求めた。<u>本</u>会計基準は、公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</p>
<p>BC12. 審議の過程では、<u>2024年</u>会計基準の実務への適用を行う過程で<u>2024年</u>会計基準の開発時に想定していなかった事態が生じ得るのではないかとの意見が聞かれた。このため、収益認識会計基準の公表時における対応(収益認識会計基準第96項)と同様に、<u>2024年</u>会計基準の実務への適用を検討する過程で、<u>2024年</u>会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとした。</p>	<p>BC12. 審議の過程では、<u>本</u>会計基準の実務への適用を行う過程で<u>本</u>会計基準の開発時に想定していなかった事態が生じ得るのではないかとの意見が聞かれた。このため、収益認識会計基準の公表時における対応(収益認識会計基準第96項)と同様に、<u>本</u>会計基準の実務への適用を検討する過程で、<u>本</u>会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとした。</p>

公開草案	現行
<p><b>20XX 年改正会計基準の公表</b></p> <p>BC13-2. <u>20XX 年改正会計基準では、20XX 年の金融商品会計基準の改正に伴い、貸倒引当金の取扱いに関する改正を行った。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>Ⅲ. 会計処理</b></p> <p><b>4. 貸手のリース</b></p> <p><b>(3) ファイナンス・リース</b></p> <p>BC57. <u>リースにより生じた債権（リース債権のほか、オペレーティング・リースにより生じた債権を含む。）は金融商品と考えられるため、20XX 年改正の金融商品会計基準では、債権に含めて定めを設けることとした。このため、リースにより生じた債権に係る予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準の定めに従う。</u></p> <p><u>一方、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、20XX 年改正の金融商品会計基準の範囲に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えられるため、予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定め準じて会計処理を行う。この場合、リース投資資産に関して、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め（金融商品会計基準第 28-5 項）についてリースにより生じた債権の取扱いに準じて適用することができると考えられる。</u></p>	<p><b>Ⅲ. 会計処理</b></p> <p><b>4. 貸手のリース</b></p> <p><b>(3) ファイナンス・リース</b></p> <p>BC57. <u>リース債権は金融商品と考えられ、また、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、金融商品的な性格を有すると考えられる。したがって、これらについては、貸倒見積高の算定等において、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の定めに従う。</u></p>

公開草案	現行
<p><b>V. 適用時期等</b></p> <p>BC69. <u>2024年</u>会計基準は、次の点を踏まえ、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を2年半程度とし早期適用を認めることとした（第58項参照）。</p> <p>(1) これまでに当委員会が公表してきた会計基準については、会計基準の公表から原則的な適用時期までが1年程度のものが多い。</p> <p>(2) IFRS第16号の原則的な適用時期が2019年1月であり、Topic 842における公開企業の原則的な適用時期もほぼ同時期であったため、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を長く設ける場合、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの期間が長くなる。</p> <p>(3) リースの識別を始め、これまでとは異なる実務を求めることとなるため、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間は1年程度では短い可能性がある。</p> <p>(4) 一方、<u>2024年</u>会計基準の適用開始にかかる実務上の負担への対応として、我が国の会計基準を基礎とした場合に関連すると考えられるIFRS第16号の経過措置を取り入れていることに加えて我が国特有の経過措置を設けている。</p>	<p><b>V. 適用時期等</b></p> <p>BC69. <u>本</u>会計基準は、次の点を踏まえ、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を2年半程度とし早期適用を認めることとした（第58項参照）。</p> <p>(1) これまでに当委員会が公表してきた会計基準については、会計基準の公表から原則的な適用時期までが1年程度のものが多い。</p> <p>(2) IFRS第16号の原則的な適用時期が2019年1月であり、Topic 842における公開企業の原則的な適用時期もほぼ同時期であったため、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を長く設ける場合、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの期間が長くなる。</p> <p>(3) リースの識別を始め、これまでとは異なる実務を求めることとなるため、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間は1年程度では短い可能性がある。</p> <p>(4) 一方、<u>本</u>会計基準の適用開始にかかる実務上の負担への対応として、我が国の会計基準を基礎とした場合に関連すると考えられるIFRS第16号の経過措置を取り入れていることに加えて我が国特有の経過措置を設けている。</p>
<p>BC70. <u>20XX年</u>の本会計基準の改正は、<u>20XX年</u>の金融商品会計基準の改</p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<u>正に伴うものであるため、20XX年改正会計基準の適用時期は20XX年改正の金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本会計基準第58-2項参照）。</u>	

以 上